

飲食品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法の一部を改正する件 新旧対照表

○飲食品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法（昭和54年8月18日農林水産省告示第1182号）

（傍線の部分は改正部分）

新（平成28年8月17日農林水産省告示第1570号）		旧	
別表1（第1条、第2条関係） 1～26（略） 27 <u>そしゃく配慮食品</u>		別表1（第1条、第2条関係） 1～26（略） [新設]	
別記様式1（第2条関係） (1) 格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径は、次のとおりとする。		別記様式1（第2条関係） (1) 格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径は、次のとおりとする。	
区 分	格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径	区 分	格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径
(略)	(略)	(略)	(略)
炭酸飲料（びんのふたに格付の表示を付する場合を除く。）、トマト加工品（トマトケチャップを除く。）、風味調味料、乾燥スープ、ドレッシング、即席めん（めん重量が50g入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合及び生タイプ即席めんにあつてはめん重量が135g入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、削りぶし、醸造酢（500ml入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、豆乳類（500ml入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、畜産物缶詰及び畜産物瓶詰（コンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰を除く。）、マーガリン類（115g入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、にんじんジュース及びにんじんミックスジュース、水産物缶詰及び水産物瓶詰、果実飲料（1,800ml未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合（瓶のふたに格付の表示を付する場合を除く。）に限る。）、農産物缶詰及び農産物瓶詰（たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰（全形及び2つ割りに限る。）、たけのこ大型缶詰（全形（傷を除く。）及び2つ割りに限る。）、もも缶詰及びもも瓶詰（2つ割りに限る。）、なし缶詰及びなし瓶詰（2つ割りに限る。）並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰を除く。）並びに <u>そしゃく配慮食品（表示可能面積がおおむね150平方cm以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合を除く。）</u>	10mm以上	炭酸飲料（びんのふたに格付の表示を付する場合を除く。）、トマト加工品（トマトケチャップを除く。）、風味調味料、乾燥スープ、ドレッシング、即席めん（めん重量が50g入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合及び生タイプ即席めんにあつてはめん重量が135g入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、削りぶし、醸造酢（500ml入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、豆乳類（500ml入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、畜産物缶詰及び畜産物瓶詰（コンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰を除く。）、マーガリン類（115g入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、にんじんジュース及びにんじんミックスジュース、水産物缶詰及び水産物瓶詰、果実飲料（1,800ml未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合（瓶のふたに格付の表示を付する場合を除く。）に限る。） <u>並びに農産物缶詰及び農産物瓶詰（たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰（全形及び2つ割りに限る。）、たけのこ大型缶詰（全形（傷を除く。）及び2つ割りに限る。）、もも缶詰及びもも瓶詰（2つ割りに限る。）、なし缶詰及びなし瓶詰（2つ割りに限る。）並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰を除く。）</u>	10mm以上
(略)	(略)	(略)	(略)
炭酸飲料（瓶のふたに格付の表示を付する場合に限る。）、果実飲料（瓶の	5mm以上	炭酸飲料（瓶のふたに格付の表示を付する場合に限る。） <u>及び果実飲料（瓶</u>	5mm以上

ふたに格付の表示を付する場合に限る。) 並びにそしゃく配慮食品 (表示可能面積がおおむね150平方cm以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。)

(2)～(5) (略)

のふたに格付の表示を付する場合に限る。)

(2)～(5) (略)